

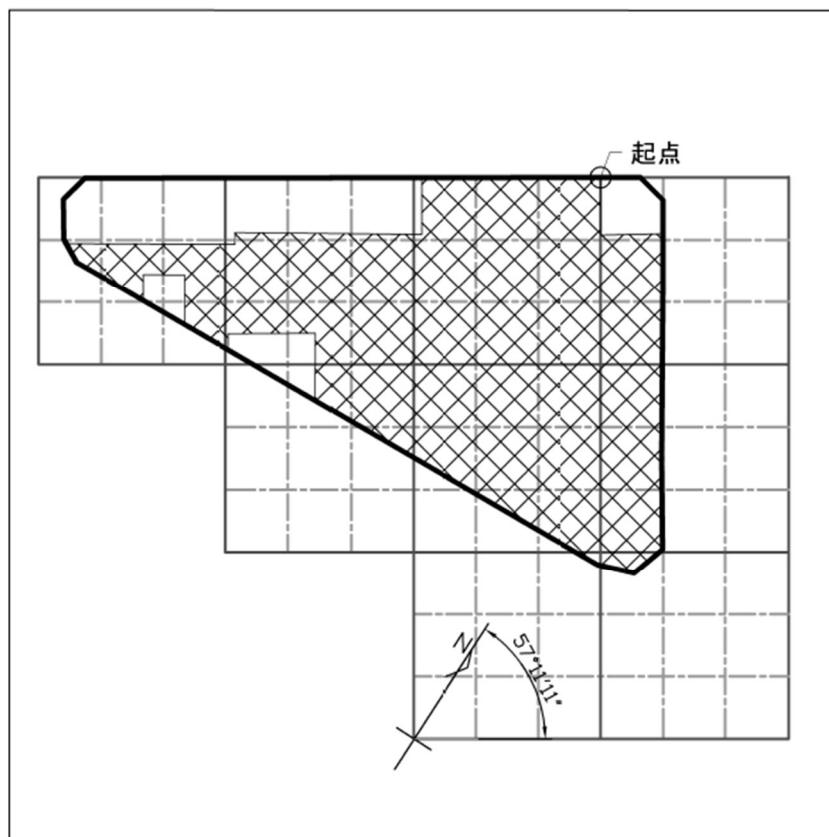
土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	須磨区小寺町2丁目1番の一部
指定の区分	☐ 要措置区域 ☒ 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和8年7月13日
特定有害物質の種類	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
2. 土壤汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法 ☐ 第3条 ☐ 第4条 ☒ 第14条 ☐ その他（ ）
試料採取等対象物質	地歴調査により土壤汚染のおそれがあると認められた、トリクロロエチレン及びその分解生成物（クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン）、ベンゼン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
土地の地歴調査結果	・工場として利用。 ・製品の製造で使用していた原材料に特定有害物質が含まれていた。
土壤の測定結果	鉛及びその化合物 溶出量最大値 0.067mg/L（指定基準値 0.01mg/L） 鉛及びその化合物 含有量最大値 760mg/kg（指定基準値 150mg/kg） ふっ素及びその化合物 溶出量最大値 0.91mg/L（指定基準値 0.8mg/L）
区域指定する土地の面積	3,039.33 m ²
土壤汚染の原因	事業活動によるものと思われる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	☐ 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） ☒ 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壤の直接摂取	☐ 健康影響のおそれがある（理由：土壤を直接摂取するおそれがある） ☒ 健康影響のおそれはない（理由：一般の人が立ち入る土地ではない）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壤汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

位置図



指定区域図



凡例

- 敷地境界
- 30m格子
- - - 単位区画線
- ⊗ 形質変更時
要届出区域



<起点>

起点は、兵庫県神戸市須磨区小寺町二丁目1番の一部の最北端とする。

<格子の回転角度>

57° 11' 11\"

起点を通り、東西方向及び西北方向に引いた線並びにこれらを平行として10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として真北から時計回りに回転させた角度を示す。